

東松島市高齢者補聴器購入費助成金

聴力機能の低下により友人や家族等とコミュニケーションが取りにくい高齢者を対象に補聴器の購入に要する費用の一部を助成します！



対象者



次の要件の全てに該当する方です。

- (1) 市内に住所を有する満65歳以上の方。
- (2) 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていないこと。
- (3) 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、聴力低下のために日常生活に支障があり、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める旨の書類を得ることができること。
- (4) 対象者及び対象者の属する世帯員（住民票上、別世帯であったとしても同居している世帯があるときは、同一世帯とみなします。）が、市税を滞納していないこと。
- (5) 対象者及び対象者の属する世帯員（同上）が、暴力団員等でない者又はこれらの者と密接な関係を有していない者であること。

※助成は、1人1回に限ります。



対象経費



購入費用額と、助成金限度額30,000円を比較し、いずれか低い額。



申請前に、必ず担当課に相談願います。その際、必要書類を配付します。
補聴器購入後の申請は対象外となりますのでご注意ください。



担当：東松島市保健福祉部高齢障害支援課高齢介護係

電話：0225-82-1111 内線 1454・1188

申請の流れ

①事前相談（令和5年4月1日から受付開始）

申請前に東松島市役所高齢障害支援課に相談してください。
申請書および医師の意見書を配付します。



②耳鼻咽喉科受診

医師による診察を受けてください。

※受診や意見書の作成に係る費用は自己負担となります。

③補聴器の見積書の作成

申請には補聴器の見積書が必要です。

補聴器販売事業者から見積書をもらってください。



④助成金申請

申請書および医師の意見書、補聴器の見積書を
東松島市役所高齢障害支援課にご提出ください。

⑤助成の決定

決定通知と助成金請求書の用紙をお送りします。

⑥決定通知が届いたら補聴器の購入

※購入時に領収書をもらってください



⑦助成金の請求

助成金請求書の用紙と、購入時にもらった領収書（原本）を
東松島市役所高齢障害支援課に提出してください。（郵送可）

⑧助成金振込

後日、助成金請求書に記載された口座に振り込みます。